

○あま市成年後見制度利用促進協議会設置要綱

令和3年3月23日

告示第49号

改正 令和3年7月29日告示第128号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用を促進するに当たり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 権利擁護センターの運営及び相談支援体制の見直しに関すること。
- (2) あま市成年後見制度利用促進基本計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (3) 法人後見の実施、市民後見人の養成等に関すること。
- (4) 成年後見制度利用支援事業の見直し等に関すること。
- (5) 地域連携ネットワークの構築等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 司法関係者
- (2) 医療機関関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 協議会の会議は、会長が議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは会議に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(あま市権利擁護支援センター設立準備委員会設置要綱の廃止)

2 あま市権利擁護支援センター設立準備委員会設置要綱（令和元年あま市告示第7号）は、廃止する。

附 則（令和3年告示第128号）

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後のあま市成年後見制度利用促進協議会設置要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。